平成２２年（フ）第３３１号
新潟市北区太郎代496番地２
債務者　寺口　利治
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９２号
福岡市博多区築港本町11番24号
債務者　小川　　博
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　邦俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６２号
仙台市若林区遠見塚東12番３号
債務者　菅野　正人
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　門間久美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
岡山市中区四御神419番地２
債務者　沖宗　大輔
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱﨑　　一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２０号
岡山市南区福富中１丁目５番29号
債務者　長田　政敏
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　健三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
福岡市博多区諸岡３丁目12番15―203号
債務者　柳　　俊輔
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三隅　珠代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２５２号
大阪市中央区島之内１丁目５番17―503号
債務者　岡田伊津美
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８１号
山形県天童市東久野本２丁目14番５号
債務者　佐々木良夫
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
山形県天童市中里２丁目４番38号
債務者　河合清一郎
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
山形県天童市鎌田１丁目６番18号　メゾンモンタールトＢ―102号、前住所山形県天童市中里２丁目４番38号
債務者　齋藤　美奈
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
山形市西田５丁目14番17号
債務者　西塚かなこと　韓　　富華
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
山形県西村山郡河北町大字吉田98番地
債務者　渡辺　光子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
山形県東村山郡山辺町近江１番地２　町営住宅１―104号
債務者　峯田　宏美
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７号
群馬県太田市城西町77番地２
債務者　渡邉　久美（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町下岡島183番地３
債務者　中村　仁司
１　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１４９８号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島3548番地
債務者　林　　弘
１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
和歌山県田辺市湊665番地
債務者　高橋　悠水
１　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６２号
福岡県行橋市行事２丁目１番10―707号　リヴイエール行橋
債務者　藤村美代子（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係